

| 管理コード | 具体的事業を実現するために必要な措置(事項名) | 該当法令等 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | 再検討要請 | 提案主体からの意見 | 措置の分類、見直し | 措置の内容、見直し | 各府省庁からの再検討要請に対する回答 | 再々検討要請 | 提案主体からの再意見 | 措置の分類、見直し | 措置の内容、見直し | 各府省庁からの再々検討要請に対する回答 | 提案事項管理番号 | 措置の具体的内容 | 具体的事業の実施内容 | 提案主体名 | 制度の所管関係府庁 |
|-----------|---|--|--|-------|-------|--|-----------------------------|-----------|-----------|-----------|--------------------|----------------------------|------------|-----------|-----------|---------------------|----------|--|--|------------------------|-----------|
| 130101021 | 処分場を設置する場合は、河川管理者の同意を必要とし、流域住民への事前説明を義務付け | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第3項・第6項、第15条第3項・第6項 | 最終処分場の設置を許可する際には、生活環境に影響に係る調査の結果を告示・縦覧及び利害関係者等からの意見聴取を義務づけていること。 | D | | 廃棄物処理法において、最終処分場を設置する際、施設設置者に対し生活環境の影響に係る調査を行い、その結果を告示・縦覧し、利害関係者から意見聴取を行うこととされていることである。なお、これに加えて、地域住民への事前説明については、各地方公共団体で条例や要綱等に基づき事前説明等を指導しているケースが多いと聞いている。 | | | D | | | | | D | | | 101021 | 土石流危険渓流や地滑り危険箇所内に処分場を設置する場合は、廃棄物処理法・河川を汚染し、河川管理者の同意を必要とし、流域住民への事前説明を義務づけることと、河川管理者の同意を必要とし、流域住民への事前説明を義務づける。 | 土石流危険渓流や地滑り危険地域に最終処分場を設置する場合は、巨大な地盤再生を想定し、顕著性の調査を義務づけることと、河川管理者の同意を必要とし、流域住民への事前説明を義務づける。 | 尾崎・いのちの樹 | 国土交通省 環境省 |
| 1302020 | 浄化槽法第11条検査内容の簡素化 | 浄化槽法第11条 | 浄化槽法において、浄化槽管理者は、毎年一回、指定検査機関の行う検査を受けなければならないとされている。 | C | | 浄化槽法第11条に規定される設置後等の検査(11条検査)は、浄化槽の保守点検及び清掃が適正に実施され、浄化槽の機能が正常に維持されているかを確かめるために行うもので、毎年一回定期的に実施されるものである。検査項目には、消毒の実施状況等重要な項目であって、BODと関連性の高い項目もあるため、BOD検査(及び窒素・燐の検査)のみをもって、保守点検及び清掃が適正に実施され、浄化槽の機能が正常に維持されているかを確かめることは不可能であり、また、BODと比較的關係のある項目であっても、BOD検査がスポット検査であること等も考慮して、他の検査項目や維持管理状況等も含めて総合的にチェックを行う必要がある。したがって、BOD検査(及び窒素・燐の検査)のみをもって11条検査を実施するのは不可能であることから、簡素化することは適切ではない。 | 右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。 | C | | | | 右提案主体からの再意見を踏まえ、検討し回答されたい。 | C | | | | 1020 | 現行法で規定されている11条検査の内容を省町P7事業に採り、検査項目を放流水のBOD検査だけに簡素化する。また、窒素および燐の除去型浄化槽の場合、最低年3回は定期点検を行っている。 | 11条検査は、「浄化槽が適正に管理され、正常に機能しているか」について年1回検査するのが目的で、しかし、11条検査の「浄化槽法検査判定ガイドライン」に基づく(外観検査項目は、浄化槽維持管理者が行う「浄化槽維持管理ガイドライン」の点検項目と類似している内容)す。また、検査項目より検査項目の方が多く、最低年3回は定期点検を行っている。よって、同じ項目を点検および検査をしなくても、BODのみ/窒素および燐の除去型浄化槽は窒素、燐およびBODの水質検査項目を11条検査として指定検査機関が検査すれば、検査費のコスト削減につながり、11条検査の受検率の向上にもなる。 | 株式会社香春町浄化槽整備事業 | 環境省 |
| 1302020 | 浄化槽法第11条検査内容の簡素化 | 浄化槽法第11条 | 浄化槽法において、浄化槽管理者は、毎年一回、指定検査機関の行う検査を受けなければならないとされている。 | C | | 浄化槽法第11条に規定される設置後等の検査(11条検査)は、浄化槽の保守点検及び清掃が適正に実施され、浄化槽の機能が正常に維持されているかを確かめるために行うもので、毎年一回定期的に実施されるものである。検査項目には、消毒の実施状況等重要な項目であって、BODと関連性の高い項目もあるため、BOD検査(及び窒素・燐の検査)のみをもって、保守点検及び清掃が適正に実施され、浄化槽の機能が正常に維持されているかを確かめることは不可能であり、また、BODと比較的關係のある項目であっても、BOD検査がスポット検査であること等も考慮して、他の検査項目や維持管理状況等も含めて総合的にチェックを行う必要がある。したがって、BOD検査(及び窒素・燐の検査)のみをもって11条検査を実施するのは不可能であることから、簡素化することは適切ではない。 | 右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。 | C | | | | 右提案主体からの再意見を踏まえ、検討し回答されたい。 | C | | | | 2000 | 現行法で規定されている11条検査の検査項目を放流水のBOD検査だけに簡素化する。また、窒素および燐の除去型浄化槽の場合には、窒素、燐およびBOD検査だけに簡素化する。 | 浄化槽の保守点検及び清掃が適正に実施され、浄化槽の機能が正常に維持されているかを確かめるため、第三者である指定検査機関によって行われるものであり、浄化槽管理者が国家資格であるか否か等は関係ない。また、検査項目には、公衆衛生上重要な消毒の実施状況、維持管理の状況等原則的にBODと関連性がない項目もあるため、BOD測定結果のみで浄化槽の状態をすべて判断することはできない。BODと比較的關係の高い項目であっても、BOD検査がスポット検査であること等も考慮して、保守点検と重複があっても他の検査項目や維持管理状況等も含めて総合的にチェックを行う必要がある。 | 有限会社 森衛衛生 | 環境省 |
| 1302020 | 浄化槽法第11条検査内容の簡素化 | 浄化槽法第11条 | 浄化槽法において、浄化槽管理者は、毎年一回、指定検査機関の行う検査を受けなければならないとされている。 | C | | 浄化槽法第11条に規定される設置後等の検査(11条検査)は、浄化槽の保守点検及び清掃が適正に実施され、浄化槽の機能が正常に維持されているかを確かめるために行うもので、毎年一回定期的に実施されるものである。検査項目には、消毒の実施状況等重要な項目であって、BODと関連性の高い項目もあるため、BOD検査(及び窒素・燐の検査)のみをもって、保守点検及び清掃が適正に実施され、浄化槽の機能が正常に維持されているかを確かめることは不可能であり、また、BODと比較的關係のある項目であっても、BOD検査がスポット検査であること等も考慮して、他の検査項目や維持管理状況等も含めて総合的にチェックを行う必要がある。したがって、BOD検査(及び窒素・燐の検査)のみをもって11条検査を実施するのは不可能であることから、簡素化することは適切ではない。 | 右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。 | C | | | | 右提案主体からの再意見を踏まえ、検討し回答されたい。 | C | | | | 2000 | 現行法で規定されている11条検査の検査項目を放流水のBOD検査だけに簡素化する。また、窒素および燐の除去型浄化槽の場合には、窒素、燐およびBOD検査だけに簡素化する。 | 浄化槽の保守点検及び清掃が適正に実施され、浄化槽の機能が正常に維持されているかを確かめるため、第三者である指定検査機関によって行われるものであり、浄化槽管理者が国家資格であるか否か等は関係ない。また、検査項目には、公衆衛生上重要な消毒の実施状況、維持管理の状況等原則的にBODと関連性がない項目もあるため、BOD測定結果のみで浄化槽の状態をすべて判断することはできない。BODと比較的關係の高い項目であっても、BOD検査がスポット検査であること等も考慮して、保守点検と重複があっても他の検査項目や維持管理状況等も含めて総合的にチェックを行う必要がある。 | 有限会社 陸山環境アーク | 環境省 |
| 1302020 | 浄化槽法第11条検査内容の簡素化 | 浄化槽法第11条 | 浄化槽法において、浄化槽管理者は、毎年一回、指定検査機関の行う検査を受けなければならないとされている。 | C | | 浄化槽法第11条に規定される設置後等の検査(11条検査)は、浄化槽の保守点検及び清掃が適正に実施され、浄化槽の機能が正常に維持されているかを確かめるために行うもので、毎年一回定期的に実施されるものである。検査項目には、消毒の実施状況等重要な項目であって、BODと関連性の高い項目もあるため、BOD検査(及び窒素・燐の検査)のみをもって、保守点検及び清掃が適正に実施され、浄化槽の機能が正常に維持されているかを確かめることは不可能であり、また、BODと比較的關係のある項目であっても、BOD検査がスポット検査であること等も考慮して、他の検査項目や維持管理状況等も含めて総合的にチェックを行う必要がある。したがって、BOD検査(及び窒素・燐の検査)のみをもって11条検査を実施するのは不可能であることから、簡素化することは適切ではない。 | 右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。 | C | | | | 右提案主体からの再意見を踏まえ、検討し回答されたい。 | C | | | | 2000 | 現行法で規定されている11条検査の検査項目を放流水のBOD検査だけに簡素化する。また、窒素および燐の除去型浄化槽の場合には、窒素、燐およびBOD検査だけに簡素化する。 | 浄化槽の保守点検及び清掃が適正に実施され、浄化槽の機能が正常に維持されているかを確かめるため、第三者である指定検査機関によって行われるものであり、浄化槽管理者が国家資格であるか否か等は関係ない。また、検査項目には、公衆衛生上重要な消毒の実施状況、維持管理の状況等原則的にBODと関連性がない項目もあるため、BOD測定結果のみで浄化槽の状態をすべて判断することはできない。BODと比較的關係の高い項目であっても、BOD検査がスポット検査であること等も考慮して、保守点検と重複があっても他の検査項目や維持管理状況等も含めて総合的にチェックを行う必要がある。 | 福岡環境シニアム協同組合 | 環境省 |
| 1302020 | 浄化槽法第11条検査内容の簡素化 | 浄化槽法第11条 | 浄化槽法において、浄化槽管理者は、毎年一回、指定検査機関の行う検査を受けなければならないとされている。 | C | | 浄化槽法第11条に規定される設置後等の検査(11条検査)は、浄化槽の保守点検及び清掃が適正に実施され、浄化槽の機能が正常に維持されているかを確かめるために行うもので、毎年一回定期的に実施されるものである。検査項目には、消毒の実施状況等重要な項目であって、BODと関連性の高い項目もあるため、BOD検査(及び窒素・燐の検査)のみをもって、保守点検及び清掃が適正に実施され、浄化槽の機能が正常に維持されているかを確かめることは不可能であり、また、BODと比較的關係のある項目であっても、BOD検査がスポット検査であること等も考慮して、他の検査項目や維持管理状況等も含めて総合的にチェックを行う必要がある。したがって、BOD検査(及び窒素・燐の検査)のみをもって11条検査を実施するのは不可能であることから、簡素化することは適切ではない。 | 右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。 | C | | | | 右提案主体からの再意見を踏まえ、検討し回答されたい。 | C | | | | 2000 | 現行法で規定されている11条検査の検査項目を放流水のBOD検査だけに簡素化する。また、窒素および燐の除去型浄化槽の場合には、窒素、燐およびBOD検査だけに簡素化する。 | 浄化槽の保守点検及び清掃が適正に実施され、浄化槽の機能が正常に維持されているかを確かめるため、第三者である指定検査機関によって行われるものであり、浄化槽管理者が国家資格であるか否か等は関係ない。また、検査項目には、公衆衛生上重要な消毒の実施状況、維持管理の状況等原則的にBODと関連性がない項目もあるため、BOD測定結果のみで浄化槽の状態をすべて判断することはできない。BODと比較的關係の高い項目であっても、BOD検査がスポット検査であること等も考慮して、保守点検と重複があっても他の検査項目や維持管理状況等も含めて総合的にチェックを行う必要がある。 | 特定非営利活動法人 福岡県浄化槽水質検査協会 | 環境省 |
| 1302020 | 浄化槽法第11条検査内容の簡素化 | 浄化槽法第11条 | 浄化槽法において、浄化槽管理者は、毎年一回、指定検査機関の行う検査を受けなければならないとされている。 | C | | 浄化槽法第11条に規定される設置後等の検査(11条検査)は、浄化槽の保守点検及び清掃が適正に実施され、浄化槽の機能が正常に維持されているかを確かめるために行うもので、毎年一回定期的に実施されるものである。検査項目には、消毒の実施状況等重要な項目であって、BODと関連性の高い項目もあるため、BOD検査(及び窒素・燐の検査)のみをもって、保守点検及び清掃が適正に実施され、浄化槽の機能が正常に維持されているかを確かめることは不可能であり、また、BODと比較的關係のある項目であっても、BOD検査がスポット検査であること等も考慮して、他の検査項目や維持管理状況等も含めて総合的にチェックを行う必要がある。したがって、BOD検査(及び窒素・燐の検査)のみをもって11条検査を実施するのは不可能であることから、簡素化することは適切ではない。 | 右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。 | C | | | | 右提案主体からの再意見を踏まえ、検討し回答されたい。 | C | | | | 2000 | 現行法で規定されている11条検査の検査項目を放流水のBOD検査だけに簡素化する。また、窒素および燐の除去型浄化槽の場合には、窒素、燐およびBOD検査だけに簡素化する。 | 浄化槽の保守点検及び清掃が適正に実施され、浄化槽の機能が正常に維持されているかを確かめるため、第三者である指定検査機関によって行われるものであり、浄化槽管理者が国家資格であるか否か等は関係ない。また、検査項目には、公衆衛生上重要な消毒の実施状況、維持管理の状況等原則的にBODと関連性がない項目もあるため、BOD測定結果のみで浄化槽の状態をすべて判断することはできない。BODと比較的關係の高い項目であっても、BOD検査がスポット検査であること等も考慮して、保守点検と重複があっても他の検査項目や維持管理状況等も含めて総合的にチェックを行う必要がある。 | 有限会社 田村環境開発工業 | 環境省 |

Table with 15 columns: 管理コード, 具体的な事業を実施するために必要な措置(事項名), 該当法令等, 制度の現状, 措置の種類, 措置の内容, 措置の概要(対応策), 再検討要請, 提案主体からの意見, '措置'の分類, '措置'の内容, 各府省庁からの再検討要請に対する回答, 再々検討要請, 提案主体からの再意見, '措置'の分類, '措置'の内容, 各府省庁からの再々検討要請に対する回答, 提案事項管理番号, 措置の具体的内容, 具体的事業の実施内容, 提案主体名, 制度の所管関係官庁. The table contains 10 detailed entries regarding recycling, waste management, and environmental measures across various prefectures and municipalities.

| 管理コード | 具体的事業を実現するために必要な措置(事項名) | 該当法令等 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | 再検討要請 | 提案主体からの意見 | '措置の分類、内容の見直し | '措置の内容の見直し | 各府省庁からの再検討要請に対する回答 | 再々検討要請 | 提案主体からの再意見 | '措置の分類、内容の見直し | '措置の内容の見直し | 各府省庁からの再々検討要請に対する回答 | 提案事項管理番号 | 措置の具体的内容 | 具体的事業の実施内容 | 提案主体名 | 制度の所管関係府庁 |
|---------|-------------------------------------|------------------------------------|--|-------|-------|--|---|---|---------------|---|--|--------|--|---|---|---|---|--|---|-------|-----------|
| 1301070 | バイオマス発電に間伐材等を利用する場合における、廃棄物処理法の規制緩和 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項、同法施行規則第5条1項 | 一般廃棄物のリサイクルについても、廃棄物処理法に則り、リサイクルを行う必要がある。 | C | | 廃棄物はそんざいに扱われ、それが原因で環境保全上の支障を生ずる可能性を常に有しており、こうした可能性は再利用・再資源化が可能であることによる否定されるものでないため、収集運搬又は処分に関する基準、施設設置に係る基準及び業許可に係る基準による制度的な管理下に置くことが必要である。 即提案にある「前処理施設」についても、廃棄物処理法施行令第5条第1項に定める一般廃棄物処理施設に該当する施設であれば、このような観点から、許可を必要とすることが適当である。 また御要望の内容については、県において、地域の特性、事業の形態等を踏まえ、必要な生活環境保全上の条件を考慮して移動式の木くず等の切断、剪断設備の設置を許可すれば足りるものとする。 | 右提案主体からの意見を踏まえ、産業廃棄物処理する移動式がれき等破砕施設は、当分の間設置許可が不要となっていることから、一般廃棄物処理する同様の施設についても許可不要もしくは許可手続きの負担を軽減できないか再検討し回答されたい。 | 間伐材等の一般廃棄物系バイオマスの移動式前処理施設は、処理対象物の前在的な騒音から、広域的な移動及び箇所当たり短期間の設置となることが想定されるため、設置場所ごとの設置許可の取得は、経済的・時間的に事業者にとって大きな負担となる。 設置場所の選定において、移動式施設の場合能力・規模等から騒音、粉じん等の環境影響範囲が比較的小さいこと、また、予測可能であることから、事業者が、環境影響上支障のない設置適地を判断することは容易であると考えられる。 廃棄物処理法施行令附則において、産業廃棄物の木くず等の移動式破砕施設の設置については、当面の間許可を不要とされていることから、一般廃棄物の木くずについても同様の対応が望まれている。 | C | | 事業者が設置する移動式がれき等破砕施設は、本来、生活環境の保全という産業廃棄物処理法の目的から産業廃棄物処理施設として規制の対象とすべきものである。当該施設について当分の間設置許可が不要とされているのは、がれき等破砕施設が新たに許可を要する産業廃棄物の処理施設として追加された際に、経過措置として規制が猶予されたものであって、あくまでも暫定的に認められているものに過ぎない。 したがって、生活環境の保全の観点から、御提案にある「前処理施設」については、許可不要とすることはできない。なお、前回回答にもあるとおり、御要望の内容については、現行制度においても、県の裁量により、移動式施設の特性を考慮した合理的な許可手続が可能となっている。 | | 伐採木等は、生育場所で適切な自然還元利用、森林保全に供することが従来から行われている。厚生省通知でも現地でチップ化し、生活環境上支障のない法面保護材等への利用は、廃棄物として規制する必要がないものとされている。 本提案も生育場所近隣で前処理を行うことを前提としており、事業者が生活環境上支障のない設置適地を選定することは容易であり、生活環境保全上特段の懸念はないと考える。 県の裁量で合理的な許可手続が可能であることは認識するが、設置場所ごとの許可取得は、経済的に事業者にとって大きな負担となり、利活用の推進を阻害している。 | C | | 御提案にある「前処理施設」については、廃棄物である木くずの処理を行う以上、前回及び前々回答で述べたとおり、生活環境の保全という観点から、施設設置許可の対象とするのが適当である。 また、移動式施設に関する施設設置の許可手続に係る事業者の負担については、前回及び前々回答で述べたとおり、まさに御提案主体自らの裁量で軽減することが可能である。 | 1 1 2 2 0 9 0 | 間伐材等の一般廃棄物系バイオマスの効率的な集積を図るため、発生場所における切断・剪断等の前処理施設の設置に係る一般廃棄物処理施設設置許可の取得を不要とする。 | 間伐材等の一般廃棄物系バイオマスの切断・剪断等を行う前処理施設の設置許可を不要とすることで、その設置を容易なものとし、許可の取得に要する経済的・時間的コストが不要となることから、効率的な運搬・集積が促進されるため、処理コストの低減が図られる。 | 兵庫県 | 環境省 |
| 1301080 | 一般化炭素の濃度を測ることが適当でない炉の追加認定について | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5第1項第2号ル | 廃棄物の焼却は、一般にその負荷変動が大きいことから、燃焼が不安定であり、適切な管理が必要とされるものである。一般化炭素濃度の測定は、適切な燃焼管理がなされていることの指標として用いているものであり、適切な燃焼管理がなされていれば、ダイオキシン類の発生も少ないことが分かっている。また、ダイオキシン類の常時測定は困難であり、費用もかかる。このような事情に鑑み、燃焼管理が適切にされていることの指標として、一般化炭素濃度の連続測定及びその基準を義務づけているものである。 例外規定は、一定の規格品を生産する設備であるセメント焼成炉等のように、そもそも負荷変動が少なく、安定的な燃焼が期待される施設に限定的に適用しているものであり、今回の提案のような負荷変動が想定される施設は例外規定の対象とはならない。 | C | | 右提案主体からの意見を踏まえ、一般化炭素濃度で代替する方法による管理ができないか再度検討し回答されたい。 | 一般化炭素濃度の測定は、燃焼管理によりダイオキシン類の発生抑制が主な目的と思われるが、当社炉は、蒸気発生炉(廃棄物燃焼)と加熱炉(石炭専焼)の2セル一体型の特殊炉で、加熱炉には燃料の石炭を投入するが、塩素が存在しないためダイオキシン類の発生はない。このようなケースでは、一般化炭素濃度は適切な燃焼管理の指標とは言えない。TOX濃度においてもダイオキシン類の発生抑制と燃焼管理が可能と考えられ、当社のような特殊炉では、加熱炉の一般化炭素濃度の影響を受けないTOX濃度の方が適していると思われる。一般化炭素濃度の代わりに、TOX計によるTOX濃度の連続測定で代替できるよう検討いただきたい。 | C | | 現段階では、TOX濃度の測定による燃焼管理は実用的にはクリアしなければならぬ事項も残されており、今後のさらなる知見の集積が必要であると考える。CO濃度の連続測定は完全燃焼を担保するために必要であり、その代替としてTOX濃度の測定を認めることはできない。なお、30分に1度の測定では連続測定とはいえない。 | 右提案主体からの再意見を踏まえ、構造上特殊な炉に限る。他の方法による燃焼管理においては、ダイオキシン類濃度測定を1回/月に引き上げるとともに、TOX計によるTOX(低揮発性有機AOP)濃度の測定で管理することとしたい。(30分間の濃縮プールの連続測定だが、当社炉ではCOよりダイオキシン類濃度との相関性が高い)。 | C | | CO濃度の連続測定はリアルタイムで完全燃焼を担保するために必要であり、その代替としてTOX濃度の測定を認めることはできない。例外規定は、一定の規格品を生産する設備であるセメント焼成炉等のように、そもそも負荷変動が少なく、安定的な燃焼が期待される施設に限定的に適用しているものであり、今回の提案のような負荷変動が想定される施設は例外規定の対象とはならない。 | 1 1 5 6 0 0 1 1 0 | 蒸気発生炉(廃棄物燃焼)と、加熱炉(石炭専焼)の2セル一体型の炉についても、一般化炭素の濃度を3ヶ月に一回以上測定・記録することを条件として認定する。 | ダイオキシン類の測定は費用・時間を要するため、代替指標に一般化炭素濃度の連続管理が義務付けられているが、煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標として、一般化炭素濃度を用いることが適当でないという環境大臣が定める施設は、ダイオキシン類の濃度を3ヶ月に一回以上測定・記録することを条件として認定する。一般化炭素濃度との相関性が低い当社も、適用除外の炉に認定されれば、一般化炭素濃度の管理から、ダイオキシン類濃度の測定頻度を増やす管理となり、本来規制すべきダイオキシン基準により則った管理が可能となる。(別紙あり) | 民間企業 | 環境省 | | |